

第 4 章 諸申請等の処理事務

改

正

後

郵務受付印

この欄には
申告しない
でください

通信日付印の年月日
年 月 日

確認印

一連番号
番 号

番 号

平成 年分所得税の更正の請求書

税務署長 住所 職業
年 月 日 提出 フリガナ 氏 名 電話番号

平成 年分所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的と
なった申告又は
処分の種類

申告書を出した日、処分の
通知を受けた日又は請求の
目的となった事実が生じた日

年 月 日

更正の請求をする理由、
請求をするに至った事情
の詳細、添付した書類等

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

申告し又は 処分の通知 を受けた額		請 求 額		申告し又は 処分の通知 を受けた額		請 求 額	
円		円		円		円	
総合課税の 所得金額				④ に対する金額			
				⑤ に対する金額			
				⑥ に対する金額			
				計			
合 計	①			配当・除 投資・リース税額等の控除			
※	②			住宅借入金等特別控除			
※	③			政党等寄付金特別控除			
所得から 差し引か れる金額				住宅耐震改修特別控除			
医療費控除				差引所得税額			
社会保険料控除				災害減免額			
生命保険料控除				外国税額控除			
損害保険料控除				再差引所得税額			
障害者、寡婦、 寡夫、勤労学生 控除				定率減税額			
配偶者控除				源泉徴収税額			
配偶者特別控除				申告納税額			
扶養控除	人	人		申告納税額			
基礎控除				予定納税額 (第1期分・第2期分)			
合 計				第3期分 の税額			
① に対する金額	④			還付される金 額			
② に対する金額	⑤			申告加算税			
③ に対する金額	⑥			重加算税			

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「先物取引の分離譲渡所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

⑥

還付される税金
の受取場所

(銀行等の口座に振込みを希望する場合)
銀行 本店・支店
金庫・組合 本所・支所
農協・漁協
預金 口座番号

(日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合)
郵便貯金口座
の記号番号
(郵便局窓口での受取りを希望する場合)
郵便局

改

正

前

郵務受付印

この欄には
申告しない
でください

通信日付印の年月日
年 月 日

確認印

索引番号
番 号

番 号

平成 年分所得税の更正の請求書

税務署長 住所 職業
年 月 日 提出 フリガナ 氏 名 電話番号

平成 年分所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的と
なった申告又は
処分の種類

申告書を出した日、処分の
通知を受けた日又は請求の
目的となった事実が生じた日

年 月 日

更正の請求をする理由、
請求をするに至った事情
の詳細、添付した書類等

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

申告し又は 処分の通知 を受けた額		請 求 額		申告し又は 処分の通知 を受けた額		請 求 額	
円		円		円		円	
総合課税の 所得金額				④ に対する税額			
				⑤ に対する税額			
				⑥ に対する税額			
				計			
合 計	①			配当・除 投資・リース税額等の控除			
※	②			住宅借入金等特別控除			
※	③			政党等寄付金特別控除			
所得から 差し引か れる金額				差引所得税額			
医療費控除				災害減免額			
社会保険料控除				外国税額控除			
生命保険料控除				再差引所得税額			
損害保険料控除				定率減税額			
障害者、寡婦、 寡夫、勤労学生 控除				源泉徴収税額			
配偶者控除				申告納税額			
配偶者特別控除				申告納税額			
扶養控除	人	人		予定納税額 (第1期分・第2期分)			
基礎控除				第3期分 の税額			
合 計				還付される金 額			
① に対する金額	④			申告加算税			
② に対する金額	⑤			重加算税			
③ に対する金額	⑥						

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「先物取引の分離譲渡所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

⑥

還付される税金
の受取場所

(銀行等の口座に振込みを希望する場合)
銀行 本店・支店
金庫・組合 本所・支所
農協・漁協
預金 口座番号

(日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合)
郵便貯金口座
の記号番号
(郵便局窓口での受取りを希望する場合)
郵便局

改 正 後	改 正 前
書 き 方 1 この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合に提出するものです。 2 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。 3 この請求書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税の決定通知」などと記載します。 (2) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。 (3) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、書ききれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。 なお、別に添付した書類があるときは、その書類名を記載します。 (4) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。 (5) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、 ① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、 ② 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望される場合は、郵便貯金総合通帳「ばるる」の記号番号を、 ③ 郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りに行かれる郵便局名のみを、書いてください。 (注) 預貯金口座の口座名義について 申告者ご本人の名義の口座に限り振込みが可能となります。 預貯金口座の名義について、①ご本人の氏名のほかに店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合、②旧姓のままの名義である場合については、振込みできないことがありますので、ご本人の氏名のみのお口座をご利用ください。 4 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。 (1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書 (2) 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】 (3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (4) 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書 5 詳しいことは、税務署におたずねください。	書 き 方 1 この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合に提出するものです。 2 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。 3 この請求書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税の決定通知」などと記載します。 (2) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。 (3) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、書ききれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。 なお、別に添付した書類があるときは、その書類名を記載します。 (4) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。 (5) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、 ① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、 ② 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望される場合は、郵便貯金総合通帳「ばるる」の記号番号を、 ③ 郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りに行かれる郵便局名のみを、書いてください。 (注) 預貯金口座の口座名義について 申告者ご本人の名義の口座に限り振込みが可能となります。 預貯金口座の名義について、①ご本人の氏名のほかに店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合、②旧姓のままの名義である場合については、振込みできないことがありますので、ご本人の氏名のみのお口座をご利用ください。 4 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の短期譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知書」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。 (1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書 (2) 分離課税の短期譲渡所得の税額計算書 (3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (4) 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書 5 詳しいことは、税務署（所得税担当）におたずねください。